

〔重要な会計方針〕

当事業年度より、改訂後の独立行政法人会計基準を適用して、財務諸表等を作成しております。

1. 運営費交付金収益の計上基準

業務のための支出額を限度とする費用進行基準を採用しております。

理由は、中期計画及びこれを具体化する年度計画等において対応関係が不明確であるため、業務達成基準及び期間進行基準を採用することが困難であることから、費用進行基準を採用する必要があるためです。

2. 減価償却の会計処理方法

定額法を採用しております。

耐用年数については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）によっております。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（5年）となっております。

（重要な会計方針の変更）

法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

なお、この変更による影響は軽微であります。

（追加情報）

法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価格の10%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価格の10%相当額と備忘価格との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。

なお、この変更による影響は軽微であります。

3. 退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、会計基準第38に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しております。

なお、退職一時金の見積額については、期末における役職員が自己都合で退職した場合に必要とする退職金要支給額の総額を採用しております。

(重要な会計方針の変更)

行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額については、前事業年度まで、事業年度末に在籍する役職員について、当事業年度末の退職給付見積額から前事業年度末の退職給付見積額を控除した額から、業務費用として計上されている退職給与の額を控除して計算しておりましたが、独立行政法人会計基準の改訂に伴い、当事業年度より、事業年度末に在籍する役職員について、当事業年度末の退職給付見積額から前事業年度末の退職給付見積額を控除した額から、退職者に係る前期末退職給付見積額を控除して計算する方法に変更しております。

これにより、前事業年度と同一の方法によった場合と比べて、行政サービス実施コストが、21,375円増加しております。

4. 引当外賞与見積額

(重要な会計方針の変更)

運営費交付金により財源措置がなされるため、引当金を計上していない賞与見積額については、前事業年度まで行政サービス実施コスト計算書の記載対象としておりませんでした。独立行政法人会計基準の改訂に伴い、当事業年度より行政サービス実施コスト計算書の記載対象としております。

これにより、行政サービス実施コストが3,372,324円減少しております。

5. 行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

(1) 国有財産無償使用の機会費用の計算方法

国有財産使用料相当額を機会費用として計上しております。

(2) 政府出資等の機会費用の計算に使用した利率

国債利回り等を参考に1.275%で計算しております。

6. 消費税等の会計処理

税込方式によっております。

〔その他情報〕

1. 重要な債務負担行為

(単位：円)

件名	契約額	翌事業年度以降 支払予定額
情報・研修館改修工事実施設計及び監理業務	3,885,000	3,885,000
Fターム解説作成メンテナンス	5,246,497	5,246,497
Webサーバホスティングサービスの調達に関する支援作業	7,213,500	7,213,500
整理標準化データ等の作成事業に係る入札支援業務	15,981,000	15,981,000
知的財産教育の支援と普及に関する調査研究	48,160,605	48,160,605
知的財産権取引業育成支援環境整備事業	343,815,701	169,843,296
開放特許情報等提供事業	374,205,482	129,949,846

2. 重要な後発事象

該当事項はありません。